

答弁書第九十六号

内閣参甲第一一五号

昭和二十四年五月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員木下源吾君提出簡易保険支局平常事務請負制(臨時雇)に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

參議院議員木下源吾君提出簡易保險支局平常事務請負制（臨時雇）に關する質問に對する

答弁書

現在簡易保險支局においては小額契約の整理を實施致してありますが、この事務は、一時的のものであり、こうした事務に直ちに定員増加の措置をするということは、事業のためむしろ不經濟であると考え、その一部を請負者によらしめることと致してあります。

從來におきまして、筆耕等の事務は、請負に出しているものでありまして、今回の小額契約整理事務の中、請負に出しますものも略々類似の仕事であります。なお、これは必要に應じその都度簡易保險局長限り實施し得ることとなつてゐるのであります。